

第99回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月25日(火曜日)午前10時

開催場所 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール

決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬等の額及び内容
決定の件

目次	第99回定時株主総会招集ご通知	1
	事業報告	3
	連結計算書類	20
	計算書類	23
	監査報告書	26
	株主総会参考書類	30
	第1号議案 取締役10名選任の件	30
	第2号議案 監査役2名選任の件	35
	第3号議案 補欠監査役1名選任の件	36
	第4号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬等の額及び内容 決定の件	37



四国化成

証券コード:4099

株 主 各 位

香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

四国化成工業株式会社

代表取締役社長 兼 C.E.O. 田中 直人

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに当社に到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第99期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案	取締役10名選任の件
第2号議案	監査役2名選任の件
第3号議案	補欠監査役1名選任の件
第4号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shikoku.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権（当社の経営に参加いただける権利）をご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただける重要な権利です。以下の2つの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける方



議決権行使書用紙を**会場受付へご提出**ください。
（ご捺印は不要です）

株主総会にご出席いただけない方



郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ切手を貼らずにご投函ください。
（2019年6月24日(月)午後5時到着分まで有効です。
ご捺印は不要です）

インターネット上のウェブサイトでの開示について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shikoku.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、良好な雇用環境を背景とした個人消費や、設備投資などの底堅い動きに支えられ緩やかな回復が続いていましたが、年明け以降海外経済の減速に伴う輸出や鉱工業生産の低迷など、弱さもみられる状況です。

一方、世界経済は、米国が好調を維持しているものの、中国では貿易摩擦の激化やICT関連の需要鈍化を背景とした景気減速が鮮明となり、先行き不透明感が高まっています。

このような状況下、当連結会計年度の当社グループの売上高は528億13百万円（前年同期比4.0%の増収）と前年を上回りましたが、営業利益は80億49百万円（前年同期比1.4%の減益）、経常利益は84億31百万円（前年同期比0.2%の減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億97百万円（前年同期比18.4%の減益）と、利益面ではいずれも前年を下回りました。

② 事業別概況

< 化学品事業 >

(無機化成品)

ラジアルタイヤ向け原料である不溶性硫黄が、製造工場の大規模修繕工事に伴い一時的に出荷が減少しました。レーヨン・セロハン向けの二硫化炭素は、国内向けが好調に推移しました。浴用剤・合成洗剤向けの無水芒硝も、堅調に推移しました。

(有機化成品)

殺菌消毒剤シアヌル酸誘導品が、国内では新規開発品が伸張し、また海外では米国市場の市況回復を受けて、国内外ともに好調に推移しました。

(ファイン ケミカル)

プリント配線板向けの水溶性防錆剤タフエースを主力製品とする電子化学材料は、中国経済の減速の影響を受け、販売が停滞しました。エポキシ樹脂硬化剤（イミダゾール類）を中心とする機能材料は、輸出を中心に堅調に推移しました。

この結果、化学品事業の売上高は318億79百万円（前年同期比3.8%の増収）と、前年を上回りましたが、セグメント利益は原材料費の高騰等に伴い、63億38百万円（前年同期比3.6%の減益）と、前年を下回りました。

<建材事業>

災害復旧需要や設備投資需要の増加を受けて、下期よりエクステリアの販売が大きく伸張しました。

この結果、建材事業の売上高は201億24百万円（前年同期比3.9%の増収）、セグメント利益は35億27百万円（前年同期比2.3%の増益）と、いずれも前年を上回りました。

〔事業別売上高〕

（単位：百万円）

		第98期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで		第99期（当連結会計年度） 2018年4月1日から 2019年3月31日まで		前期比 増減率 （%）
		売上高	構成比（%）	売上高	構成比（%）	
化学 品事 業	無機化学品	13,394	26.4	12,907	24.4	△3.6
	有機化学品	9,021	17.8	10,757	20.4	19.2
	ファインケミカル	8,285	16.3	8,214	15.6	△0.9
	（計）	30,701	60.4	31,879	60.4	3.8
建 材事 業	壁材	1,856	3.7	1,756	3.3	△5.4
	エクステリア	17,519	34.5	18,367	34.8	4.8
	（計）	19,376	38.1	20,124	38.1	3.9
その他の事業		713	1.4	810	1.5	13.6
（合計）		50,791	100.0	52,813	100.0	4.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、20億73百万円（無形固定資産を含む）であります。主なものは、丸亀工場における不溶性硫黄製造設備の増強であります。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念「独創力」、企業ビジョン「豊かで輝く企業、小粒でも世界に通用する企業集団となる」の下、「コア・コンピタンスに基軸を置いた事業運営」、「イノベーション重視の攻撃的なグローバル・ニッチ企業志向」を基本方針に、3カ年を実施期間とする中期経営計画により、グループの成長の状況に応じた企業戦略や、特性の異なる各事業の中期的な課題を見据えた事業戦略を策定・実践してまいりました。

2019年3月期を最終年度とする「中期経営計画2019」では、これまでの取組みによる既存各事業の成長に一定の評価を置きつつも、その周辺分野からの新規事業創出に更に注力すべきであるとの認識の下、最も重視する取組みとして「新規コア製品（当該中期経営計画期間中に一定規模の収益を見込める新製品）」の確立に目処をつけることを掲げ、今後の持続的成長を図っていくことを目指してまいりました。

化学品事業ではバラスト水の塩素処理剤「ネオクロール マリーン」や、最先端の電気・電子材料の高機能化に貢献する「機能材料製品群」、そして5G（第5世代移動通信システム）時代の業界標準を目指す電子化学材料「GliCAP」など、取組みの成果は着実に上がり始めています。また、建材事業では市場ニーズを先取りする独創的な商品をはじめ、高付加価値商品を継続的に投入することで、適正な利益水準の確保を前提とした事業規模の拡大に取り組んでおります。

今後、更なる持続的な成長を目指す上で、中期経営計画では描き切れない、より長期的な視点からの成長戦略を定めることとし、このたび長期ビジョン「Challenge 1000」を策定いたしました。2030年近傍で当社グループが「ありたい姿」を設定し、そこに至る道筋となる全社戦略や事業戦略をバックカスティングの手法で定めることにより、「全員参加型」による「積極経営」を進めてまいります。

当社グループは、企業の社会的責任を真摯に受け止め、内部統制システムの強化、コンプライアンスやリスク管理体制の高度化を図るとともに、環境負荷軽減と環境保全に向けた活動を自主的かつ持続的に行い、世界の持続可能な発展に貢献する企業集団を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 96 期 2016年3月期	第 97 期 2017年3月期	第 98 期 2018年3月期	第 99 期 2019年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	50,246	49,467	50,791	52,813
経常利益 (百万円)	8,197	8,294	8,450	8,431
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,854	5,837	6,610	5,397
1株当たり当期純利益 (円)	83.08	99.91	113.15	92.39
総資産額 (百万円)	77,466	82,933	90,417	92,191
純資産額 (百万円)	54,855	61,503	68,029	70,370
1株当たり純資産額 (円)	928.28	1,041.24	1,151.38	1,191.07

- (注) 1. 第96期は、円安による収益性改善により、増収増益となりました。
 2. 第97期は、円高により減収となりましたが、営業外収益の増加により増益となりました。
 3. 第98期は、円安の影響や特別利益の増加により、増収増益となりました。
 4. 第99期（当連結会計年度）については、前述の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 5. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 6. 当連結会計年度より、「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)による表示方法の変更を行っており、第96期から第98期については、遡及処理後の金額を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
シ コ ク 景 材 株 式 会 社	98	100.0	エクステリア製品の製造
シ コ ク 景 材 関 東 株 式 会 社	50	100.0	エクステリア製品及び アルミシャッターの製造
SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION	千米ドル 700	100.0	化学品の販売
日 本 硫 炭 工 業 株 式 会 社	400	73.7	無機化成品の製造及び販売
シ コ ク 興 産 株 式 会 社	90	100.0	工場内での受託作業

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分		主要製品
化学品事業	無機化成品	<ul style="list-style-type: none"> ・二硫化炭素 (レーヨン・セロハン向け原料) ・不溶性硫黄 (ラジアルタイヤ向け原料) ・無水芒硝 (浴用剤・合成洗剤向け原料)
	有機化成品	<ul style="list-style-type: none"> ・シアヌル酸誘導品 (殺菌消毒剤)
	ファイン ケミカル	<ul style="list-style-type: none"> ・タフエース (プリント配線板向け水溶性防錆剤) ・イミダゾール類 (エポキシ樹脂硬化剤用途など)
建材事業	壁材	<ul style="list-style-type: none"> ・内装・外装壁材 ・舗装材
	エクステリア	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉 ・フェンス ・車庫 ・シャッター
その他の事業		<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム ・ファーストフード販売 ・その他

(8) 企業集団の主要拠点等 (2019年3月31日現在)

四国化成工業株式会社

本 社	香川県丸亀市土器町東八丁目537番地 1
支 社	幕張支社 (千葉市美浜区)、大阪支社 (大阪府吹田市)
工 場	丸亀工場 (香川県丸亀市) 徳島工場－北島事業所 (徳島県板野郡北島町) 徳島工場－吉成事業所 (徳島県徳島市)
研 究 所	R & Dセンター (香川県綾歌郡宇多津町)
営 業 所	東北・北海道営業部 (仙台市泉区) 首都圏営業部 (東京都港区、茨城県つくば市、横浜市中区、埼玉県比企郡嵐山町) 中部営業部 (名古屋市名東区、静岡市駿河区) 近畿・北陸営業部 (大阪府吹田市) 中国営業部 (岡山市北区) 四国営業部 (香川県仲多度郡多度津町) 九州営業部 (福岡市博多区)

駐在員事務所	深セン駐在員事務所（中国広東省深セン市）
	台湾代表人事務所（台湾桃園市）
	シンガポール支店（シンガポール共和国）
物流拠点	四国配送センター（香川県仲多度郡多度津町）
	関東物流センター（埼玉県比企郡滑川町）
シコク景材株式会社	
本社	香川県仲多度郡多度津町
工場	多度津工場（香川県仲多度郡多度津町）
	鳴門工場（徳島県鳴門市）
シコク景材関東株式会社	
本社	香川県丸亀市
工場	嵐山工場（埼玉県比企郡嵐山町）
日本工機株式会社	
本社	香川県三豊市
工場	高瀬工場（香川県三豊市）
SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION	
本社	米国カリフォルニア州
日本硫炭工業株式会社	
本社	香川県丸亀市
工場	大分工場（大分県大分市）
シコク興産株式会社	
本社	香川県丸亀市
営業所	丸亀事業所（香川県丸亀市）、徳島事業所（徳島県板野郡北島町）
シコク・システム工房株式会社	
本社	香川県丸亀市
シコク環境ビジネス株式会社	
本社	香川県丸亀市
シコク分析センター株式会社	
本社	香川県丸亀市
シコク・フーズ商事株式会社	
本社	香川県丸亀市
店舗	香川県丸亀市（1ヶ所）、香川県綾歌郡宇多津町（1ヶ所）
	香川県高松市（2ヶ所）
シコク・フーズ保険サービス株式会社	
本社	香川県丸亀市
四国化成（上海）貿易有限公司	
本社	中国上海市

(9) 企業集団の従業員の状況 (2019年3月31日現在)

事業区分	化学品事業	建材事業	その他の事業	全社 (共通)	合計
従業員数(名)	529 [80]	555 [80]	33 [1]	50 [7]	1,167 [168]

- (注) 1. 従業員数は、前期末比36名増加しております。なお〔 〕内には臨時従業員を記載しております。
2. 臨時従業員は、就業時間が不定期なものを除いております。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め (会社法第459条第1項) があるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、中長期の視点から適正な利益を確保しつつ、業績に裏付けられた成果配分を安定的に行うことを基本方針としております。

これに基づき、株式上市以来永年にわたる安定配当の継続を基本に、自己株式の買入消却等による株主への利益還元等につきましても弾力的な実施検討を継続してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度における年間配当金は1株当たり22円、すでに実施済みの中間配当金(11円)を差し引き、期末配当金は1株当たり11円とすることに決定いたしました。

この結果、連結における当期の配当性向は23.8%、自己資本当期純利益率は7.9%、純資産配当率は1.9%となります。

内部留保資金の用途につきましては、中長期的な経営戦略に基づく効率的な設備投資、研究開発投資等の資金需要に備えるとともに自己資金の充実も念頭に置き計画しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 235,850,000株
- (2) 発行済株式の総数 58,420,299株
(自己株式数527,764株を除く)
- (3) 株主数 4,363名
- (4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	5,580	9.55
シ コ ク 共 栄 会	4,250	7.27
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,295	5.64
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退 職 給 付 信 託 口 ・ 株 式 会 社 百 十 四 銀 行 口)	2,640	4.52
株 式 会 社 香 川 銀 行	2,500	4.28
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,117	3.63
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,757	3.01
株 式 会 社 四 国 銀 行	1,750	3.00
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,500	2.57
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,500	2.57

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (527,764株) を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口) の持株数には、株式会社百十四銀行が自己名義で保有している300千株を含めて記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役相談役	山下 矩仁彦	日本硫炭工業株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	田中 直人	C.E.O. (最高経営責任者)
代表取締役副社長	富田 俊彦	化学品営業本部長
取締役	吉岡 隆	化学品研究・開発本部長
取締役	真鍋 志朗	事業推進本部長
取締役	渡邊 充範	企画本部長
取締役	高木 仁史	建材事業本部長 シコク景材株式会社 代表取締役
取締役	濱崎 誠	生産・技術本部長
取締役	渋谷 博	日本文化大学 法学部教授
取締役	寺田 俊文	ニッセイ商事株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	松原 純	
常勤監査役	古川 和彦	
監査役	井出 義男	
監査役	籠池 信宏	

- (注) 1. 取締役のうち渋谷博氏及び寺田俊文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち井出義男氏及び籠池信宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役のうち渋谷博氏及び寺田俊文氏、監査役のうち井出義男氏及び籠池信宏氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役のうち籠池信宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 2019年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

役 名	氏 名	役 名	氏 名
C.E.O. (最高経営責任者)	田中 直人	執行役員	岸 孝 昭
副社長執行役員	富田 俊彦	執行役員	井出 浩 孝
専務執行役員	吉岡 隆	執行役員	平尾 浩 彦
常務執行役員	真鍋 志朗	執行役員	片山 和 彦
執行役員	渡邊 充範	執行役員	真鍋 宣 訓
執行役員	高木 仁史	執行役員	遠 所 裕
執行役員	濱崎 誠		

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役渋谷博氏及び寺田俊文氏、社外監査役井出義男氏及び籠池信宏氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	金額
取締役	14名	229百万円（うち社外3名 14百万円）
監査役	4名	53百万円（うち社外2名 20百万円）

- (注) 1. 2013年6月25日開催の第93回定時株主総会において決議された取締役の報酬額は年額280百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は年額55百万円以内であります。
2. 上記には、2018年6月26日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外1名）を含んでおります。
3. 上記の額には、当事業年度に役員賞与引当金として費用計上した額が含まれております。
4. 当社は、2013年5月24日開催の取締役会において取締役及び監査役に対する退職慰労金を廃止する決議を行いました。また、これに伴い、同年6月25日開催の第93回定時株主総会において、重任された取締役及び在任中の監査役に対し、退職慰労金の打ち切り支給をすることを決議いたしました。なお、支給時期は当該役員の退任時としております。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役 渋谷博氏、寺田俊文氏

ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

渋谷取締役は日本文化大学の法学部教授を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

寺田取締役はニッセイ商事株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

イ 主要取引先等特定関係事業者との関係

なし

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会に対して、渋谷取締役は15回すべてに、寺田取締役は社外取締役就任後に開催された取締役会11回すべてに出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っております。

②監査役 井出義男氏、籠池信宏氏

ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

なし

イ 主要取引先等特定関係事業者との関係

なし

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会に対して、井出監査役は15回すべてに、籠池監査役は15回中14回にそれぞれ出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っております。また、監査役会に対しては、井出監査役は11回すべてに、籠池監査役は11回中10回にそれぞれ出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 36百万円 |
| ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額 | 36百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

2. 当社の重要な連結子会社のうち在外子会社であるSHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATIONは、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(業務の適正を確保するための体制の概要)

当社は、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会規則、執行役員規程に法令及び定款の遵守を定めるとともに、従業員の職務の執行については業務分掌規程及び決定権限規程により職務の範囲や権限を定め、適正な牽制が機能する体制とする。
- ②内部監査室は内部監査規程に基づき業務監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図るとともに自浄能力強化に努める。

- ③当社及び当社グループ各社における取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことを確保するため、コンプライアンス管理規程を定めるとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスを適切に行う。また、コンプライアンスを推進するために、企業行動憲章、企業行動基準、並びに公益通報者保護規程、個人情報保護規程等の規程を定め、従業員に対して企業行動憲章等の遵守の重要性を繰り返し教育することで周知徹底を図る。また、企業行動憲章カードとコンプライアンスハンドブックを全取締役及び従業員に配布し、その内容を遵守する旨の誓約書の提出を全取締役及び従業員より受ける。
- ④当社及び当社グループ各社におけるコンプライアンスの向上に資するため、当社及び当社グループ各社の従業員並びにグループの取引先の従業員（派遣社員、退職者を含む）からの相談・通報を受け付けるための窓口としてコンプライアンスホットラインを社内外に設けるとともに、その運用を公益通報者保護規程にて定める。これにより、組織及び個人的な法令違反行為、不当行為、不正行為の早期発見と是正を図る。
- ⑤反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には断固応じず毅然とした態度で臨むことを企業行動憲章に定め、企業行動基準にその行動指針を明記するとともに、弁護士及び警察と連絡を取り適切な指導を受けながら組織的に対応できる体制を構築していく。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及び当社グループ各社のリスク管理に係る基本的な事項を定めたリスク管理基本規程を制定し、事業を取り巻くさまざまなリスクへの的確な管理と危機発生時における適切な対応を定めることにより、損失の極小化及び事業継続の確保に資する。
- ②リスク管理を適切に行うために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、全社のリスク管理について統括する。また、リスク管理を適切に行うための平常時の準備要領や危機発生時の対応要領、手順、細部事項等を定めたリスク管理マニュアルに従い、全社横断のリスク管理体制を整備、構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①適正なコーポレート・ガバナンス（企業統治）を確保するために業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し執行役員制度を導入するとともに、意思決定・監督機能の最高責任者としてC.E.O.を置き、各執行役員がその担当業務について執行責任を負う。

- ②的確かつ迅速な意思決定を図るために月1回の定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、業務執行に係る適切な連携を図るために、月1回の執行役員会を開催する。
- ③経営責任及び業務執行責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役、執行役員の任期は1年とする。
- ④取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員規程、組織基本規程、業務分掌規程、及び決定権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤会社として達成すべき目標を明確化するために役職員が共有する中期経営計画を策定し、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的なアクションプランを年次計画として策定する。
- ⑥中期経営計画及びアクションプランの進捗状況は、情報システムにより迅速にデータ化された計数とともに、執行役員規程及び報告管理規程に基づき各担当執行役員が作成する月次業務執行報告書として、全取締役及び執行役員に報告する。
- ⑦取締役会は各執行役員に対し、計画達成の遅延及び阻害要因の排除、低減についての改善を指示することにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務効率化を実現する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社の子会社には取締役又は監査役として当社より最低1名の役員を派遣し、当該役員は当社の定例取締役会で各子会社の業務の状況を報告するものとする。
- ②当社の経営企画室は、関係会社規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、子会社の自主性を尊重しながら常に密接な連携を保持し相互の事業発展を図る。また、当社の経理・情報システム部内に関係会社の財務に係る専任者を置き、財務面の内部統制の適正を確保する。
- ③コンプライアンス管理規程、及びリスク管理基本規程については、その適用範囲を子会社にも及ぶものとし、グループ全体のコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に努める。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ②監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けない。
- ③取締役は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員が監査役の命令事項を実施するために必要な環境の整備を行う。

(7) 監査役会又は監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、定例及び臨時の取締役会に出席する。また、報告管理規程に基づき、各部門の月次業務執行報告書、執行役員会議事録等の重要な文書について報告を受ける。

②当社及び当社グループ各社における取締役及び従業員は、監査役会又は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生、もしくは発生の恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、又は監査役会が予め取締役と協議して定めた事項など監査役会規則に定められた事項が生じたときは、直接に又は職制を通じて、その内容を速やかに報告する。また、当該報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、会計監査人、内部監査室、グループ各社の監査役と情報交換に努めるとともに、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
- ②監査役会は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査室等の従業員その他の者に対して報告を求めることができる。
- ③当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、当該費用が職務の執行に必要なでないとは認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制基本方針を制定するとともに、C.E.O.（最高経営責任者）を委員長とする内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成するとともに、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法その他関連法令等との適合性を確保する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における上記体制の運用状況は、以下のとおりです。

取締役及び従業員の職務の適正を確保するため、グループ内の全役職員に対してコンプライアンスハンドブックを配布しており、新入社員研修等において教育するとともに、当事業年度もグループ内の全役職員から精読の上その内容を遵守する旨の誓約書の提出を受けました。

また、自然災害を想定した事業継続計画（BCP）の策定・見直しを推進しており、想定被害に対する各種の対策、災害対策マニュアルの作成や更新等を実施しました。

当事業年度中に取締役会を15回開催し、経営全般にわたる重要事項の決定等を行い、また、執行役員会を12回開催し、各執行役員間で取締役会の決定・指示等に基づく職務の執行状況を相互に報告するとともに、その効率性、適切性を適宜確認しております。

監査役は、当事業年度に開催された取締役会に出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行いました。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、財務報告に係る内部統制監査を実施したほか、業務監査を実施いたしました。

子会社の業務の適正の確保に関しましては、当社から監査役を派遣して監査を行わせ、また、当社監査役も子会社監査を行いました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付行為を抑止するために、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入しており、その具体的な内容は、以下のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かの判断は、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきだと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等からみてステークホルダーとの関係を破壊するもの、当社に対して高値で買取りを請求する場合や、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、また当社や株主の皆様が買付けの条件について検討し、あるいは当社が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものもないとは言えず、これらの行為に関して、当社の基本理念や株主の皆様を始めとするステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、以下「基本方針」といいます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業理念等

当社グループは、創業の基となり事業展開の源泉ともなってきた「独創力」を企業理念として、より高い目標設定とその達成に向けた意思決定、並びに行動の迅速化を全役職員共通の価値観としています。そして、更なる持続的な成長を目指す上で、中期経営計画では描き切れない、より長期的な視点からの成長戦略を定めることとし、このたび長期ビジョン「Challenge 1000」を策定いたしました。2030年近傍で当社グループが「ありたい姿」を設定し、そこに至る道筋となる全社戦略や事業戦略をバックカスティングの手法で定めることにより、「全員参加型」による「積極経営」を進めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの整備

当社は、継続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する組織と透明性の高い株主重視の経営システムの構築を重要施策として認識しております。具体的には、株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会の役割・責務の適切な遂行、株主との建設的な対話を主題として、その実効性を確保する体制の構築に努めております。

適正なコーポレート・ガバナンスを確保するために、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員制度を導入しております。経営責任と業務執行責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役、執行役員の任期は1年としております。

また、企業の社会的責任を真摯に受け止め、内部統制システムの構築によりグループ全体のコンプライアンス体制並びにリスク管理体制を確立するとともに、「環境・安全・健康」を確保するために環境負荷軽減と環境保全に向けた活動を自主的かつ継続的に行い、循環型社会の形成に貢献する企業集団を目指して取り組んでおります。

当社グループは、今後とも、企業理念の実現に向けた全社戦略及び事業戦略への取組みやコーポレート・ガバナンス向上への取組みが、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策））

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2008年6月26日開催の第88回定時株主総会において「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。その後、2011年6月28日開催の第91回定時株主総会、2014年6月25日開催の第94回定時株主総会、及び2017年6月27日開催の第97回定時株主総会において、必要な範囲で本プランの内容の一部改定を行っております。

本プランは、当社株式等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることを明らかにし、大量買付行為を行おうとする者に対し、株主及び取締役会による判断のための情報提供と当社取締役会による評価・検討の期間の付与を要請しております。また、大量買付行為を行おうとする者が大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付行為によって当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限り、当社取締役会は、対抗措置として当社株主に対する新株予約権の無償割当等を決議することができます。なお、本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の第100回定時株主総会の終結の時までとしております。

(4) 上記取組みが基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

上記（2）の取組みにつきましては、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現を直接の目的とするものでありますので、上記（1）の基本方針の実現に沿うものと考えております。

また、この取組みは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

上記（3）の取組みにつきましては、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。従いまして、上記（1）の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	56,836	流動負債	16,707
現金及び預金	26,641	支払手形及び買掛金	8,430
受取手形及び売掛金	14,496	電子記録債務	439
電子記録債権	2,149	短期借入金	1,930
有価証券	3,800	1年内返済予定の長期借入金	914
商品及び製品	6,158	未払費用	1,423
仕掛品	47	未払法人税等	940
原材料及び貯蔵品	3,233	未払消費税等	123
その他	310	役員賞与引当金	66
貸倒引当金	△1	設備関係支払手形	142
		設備関係電子記録債務	28
		その他	2,266
固定資産	35,355	固定負債	5,113
有形固定資産	19,515	長期借入金	680
建物及び構築物	5,327	繰延税金負債	23
機械装置及び運搬具	4,506	再評価に係る繰延税金負債	1,111
土地	8,835	役員退職慰労引当金	111
建設仮勘定	112	退職給付に係る負債	2,219
その他	734	資産除去債務	378
無形固定資産	176	その他	587
ソフトウェア	170	負債合計	21,820
その他	5	(純資産の部)	
投資その他の資産	15,662	株主資本	64,084
投資有価証券	14,390	資本金	6,867
長期貸付金	3	資本剰余金	5,740
繰延税金資産	647	利益剰余金	51,798
退職給付に係る資産	230	自己株式	△322
その他	393	その他の包括利益累計額	5,498
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	3,199
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	2,533
		為替換算調整勘定	△93
		退職給付に係る調整累計額	△137
		非支配株主持分	788
		純資産合計	70,370
資産合計	92,191	負債・純資産合計	92,191

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		52,813
売上原価		31,681
売上総利益		21,132
販売費及び一般管理費		13,083
営業利益		8,049
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	543	
雑収入	86	645
営業外費用		
支払利息	15	
手形売却損	0	
売上割引	130	
為替差損	10	
たな卸資産廃棄損	47	
寄付金	50	
雑損失	7	262
経常利益		8,431
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産除却損	25	
投資有価証券評価損	593	619
税金等調整前当期純利益		7,815
法人税、住民税及び事業税	2,284	
法人税等調整額	75	2,360
当期純利益		5,455
非支配株主に帰属する当期純利益		57
親会社株主に帰属する当期純利益		5,397

連結株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,867	5,741	47,686	△321	59,974
当期変動額					
剰余金の配当			△1,285		△1,285
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,397		5,397
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△1			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1	4,112	△0	4,110
当期末残高	6,867	5,740	51,798	△322	64,084

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	4,991	18	2,533	△127	△126	7,290	764	68,029
当期変動額								
剰余金の配当								△1,285
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,397
自己株式の取得								△0
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動								△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,792	△22	－	34	△11	△1,792	23	△1,768
当期変動額合計	△1,792	△22	－	34	△11	△1,792	23	2,341
当期末残高	3,199	△4	2,533	△93	△137	5,498	788	70,370

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	52,090	流動負債	17,660
現金及び預金	23,795	支払手形	119
受取手形	2,508	買掛金	9,500
電子記録債権	2,147	電子記録債務	439
売掛金	11,624	短期借入金	2,755
有価証券	3,800	リース債務	50
商品及び製品	5,694	未払金	1,496
仕掛品	11	未払費用	1,016
原材料及び貯蔵品	1,686	未払法人税等	722
その他	821	預り金	497
		役員賞与引当金	41
		その他	1,019
固定資産	33,680	固定負債	4,495
有形固定資産	16,778	長期借入金	655
建物	4,044	リース債務	74
構築物	319	再評価に係る繰延税金負債	1,111
機械及び装置	4,028	退職給付引当金	1,624
工具、器具及び備品	389	長期繰延税金負債	270
土地	7,724	資産除去債務	297
リース資産	147	その他	460
建設仮勘定	112	負債合計	22,156
その他	13	(純資産の部)	
無形固定資産	133	株主資本	57,986
ソフトウェア	133	資本金	6,867
その他	0	資本剰余金	5,741
		資本準備金	5,741
投資その他の資産	16,768	利益剰余金	45,699
投資有価証券	13,750	利益準備金	1,133
関係会社株式	2,125	その他利益剰余金	44,565
関係会社出資金	60	配当準備積立金	950
長期貸付金	255	固定資産圧縮積立金	453
その他	578	別途積立金	4,500
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	38,662
		自己株式	△322
		評価・換算差額等	5,627
		その他有価証券評価差額金	3,098
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	2,533
資産合計	85,770	純資産合計	63,614
		負債・純資産合計	85,770

損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		47,581
売上原価		29,767
売上総利益		17,813
販売費及び一般管理費		10,950
営業利益		6,863
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	822	
雑収入	70	905
営業外費用		
支払利息	20	
手形売却損	0	
売上割引	130	
為替差損	10	
たな卸資産廃棄損	47	
寄附金	50	
雑損失	3	263
経常利益		7,505
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	25	
投資有価証券評価損	593	619
税引前当期純利益		6,888
法人税、住民税及び事業税	1,851	
法人税等調整額	83	1,934
当期純利益		4,953

株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,867	5,741	5,741	1,133	950	480	4,500	34,966	42,030	△321	54,318
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△27		27	-		-
剰余金の配当								△1,285	△1,285		△1,285
当期純利益								4,953	4,953		4,953
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△27	-	3,695	3,668	△0	3,667
当期末残高	6,867	5,741	5,741	1,133	950	453	4,500	38,662	45,699	△322	57,986

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	4,743	18	2,533	7,296	61,615
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△1,285
当期純利益					4,953
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,645	△22	-	△1,668	△1,668
当期変動額合計	△1,645	△22	-	△1,668	1,999
当期末残高	3,098	△4	2,533	5,627	63,614

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

四国化成工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保誉一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千原徹也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田秀樹	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国化成工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国化成工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

四国化成工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保誉一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千原徹也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田秀樹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国化成工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

四国化成工業株式会社 監査役会

常勤監査役	松原 純	㊟
常勤監査役	古川 和彦	㊟
監査役	井出 義男	㊟
監査役	籠池 信宏	㊟

(注) 監査役 井出義男及び監査役 籠池信宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

やま した く に ひこ
山 下 矩仁彦

生年月日
1940年2月16日生

所有する当社株式の数
276,800株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1969年7月	当社入社	2005年6月	当社代表取締役会長兼C.E.O.
1987年6月	当社取締役	2016年6月	当社取締役相談役（現任）
1990年6月	当社常務取締役		
1995年6月	当社専務取締役		
1998年6月	当社取締役副社長		
1999年6月	当社代表取締役社長		

重要な兼職の状況

日本硫炭工業株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社において1987年に取締役に就任後、1999年に代表取締役に就任し、2005年から2016年まで代表取締役会長兼C.E.O.を務めてまいりました。経営全般の管理・監督機能を長年担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

1

候補者
番号

2

た なか なお と
田 中 直 人生年月日
1952年7月29日生所有する当社株式の数
135,000株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	当社入社	2006年6月	当社取締役常務執行役員建材事業担当兼幕張支社長
1996年3月	当社無機化成産品営業部長	2009年3月	当社取締役常務執行役員建材事業担当
2002年6月	当社執行役員建材事業東日本営業統括	2013年3月	当社取締役専務執行役員建材事業担当
2003年3月	当社執行役員企画・管理部門企画統括	2016年6月	当社代表取締役副社長執行役員建材事業担当
2005年3月	当社執行役員建材事業担当	2018年6月	当社代表取締役社長兼C.E.O. (現任)
2005年6月	当社取締役執行役員建材事業担当兼幕張支社長		

取締役候補者とした理由

当社において化学品事業、建材事業、経営企画部門の管理職や執行役員を務め、2005年に取締役に就任後、2016年に代表取締役に就任し、現在代表取締役社長兼C.E.O.を務めております。経営全般の管理・監督機能を長年担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

よし おか たかし
吉 岡 隆生年月日
1956年3月13日生所有する当社株式の数
106,800株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	当社入社	2009年3月	当社代表取締役社長兼C.O.O. 兼化学品研究・開発担当兼建材開発担当
1997年4月	当社電子化学材料チームリーダー	2010年6月	当社取締役C.R & D.O. 兼化学品研究・開発担当兼建材開発担当
2002年6月	当社研究センター所長	2013年3月	当社取締役専務執行役員化学品研究・開発担当
2003年6月	当社執行役員研究・開発担当	2019年3月	当社取締役専務執行役員化学品研究・開発本部長 (現任)
2004年6月	当社取締役執行役員研究・開発担当		
2005年6月	当社代表取締役社長兼C.O.O.		
2007年6月	当社代表取締役社長兼C.O.O. 兼化学品研究・開発担当		

取締役候補者とした理由

当社において主に研究・開発部門に携わり、2004年に取締役に就任後、2005年から2010年まで代表取締役に就任し、現在取締役専務執行役員を務めております。研究・開発部門を中心として経営全般の管理・監督機能を長年担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

まつばら じゅん
松原 純 生年月日 1954年1月4日生 所有する当社株式の数 33,600株

新任

略歴、当社における地位及び担当

1976年 4月	当社入社	2005年 6月	当社化学品事業業務統括
2000年 3月	当社化学品事業物流購買部長	2007年 6月	当社執行役員化学品事業業務統括
2001年 6月	当社化学品事業業務推進部長	2011年 6月	当社常勤監査役（現任）

取締役候補者とした理由

当社において主に化学品事業に携わり、2007年に執行役員に就任し、2011年からは常勤監査役を務めております。化学品事業で培った当社の業務に関する豊富な経験と知識や、監査役としての経験を活かして、化学品事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担えると期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

わたなべ みつ のり
渡邊 充 範 生年月日 1957年7月11日生 所有する当社株式の数 41,600株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2016年 6月	当社取締役執行役員経営企画統括
2002年 3月	当社経営企画室長	2017年 3月	当社取締役執行役員企画・管理担当補佐
2013年 6月	当社執行役員経営企画室長	2018年 2月	当社取締役執行役員企画・管理担当補佐兼大阪支社長
2014年 6月	当社取締役執行役員経営企画・秘書統括	2019年 3月	当社取締役執行役員企画本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において主に経営企画部門に携わり、2014年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。経営企画部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

はま ざき まこと
濱 崎 誠 生年月日 1958年1月27日生 所有する当社株式の数 30,500株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2012年 6月	当社丸亀工場長
2002年 3月	当社技術部長	2015年 3月	当社執行役員丸亀工場長
2004年 9月	当社徳島工場副工場長	2018年 6月	当社取締役執行役員生産・技術担当兼丸亀工場長
2008年 3月	当社丸亀工場副工場長	2019年 3月	当社取締役執行役員生産・技術本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において生産・技術部門に携わり、2018年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。生産・技術部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

候補者
番号

7

ま なべ よし のり
真 鍋 宣 訓生年月日
1964年6月7日生所有する当社株式の数
12,100株

新任

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	当社入社	2018年6月	当社執行役員建材事業担当補佐兼営業統括
2005年3月	当社建材事業物流購買部長	2019年3月	当社執行役員事業推進本部副本部長（現任）
2017年3月	当社執行役員建材事業営業統括		

取締役候補者とした理由

当社において建材事業に携わり、2017年から執行役員を務めております。建材事業で培った当社の業務に関する豊富な経験と知識を活かして、事業推進部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担えと期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

えん じょ ひろし
遠 所 裕生年月日
1958年12月15日生所有する当社株式の数
12,500株

新任

略歴、当社における地位及び担当

1990年8月	当社入社	2018年6月	当社執行役員建材事業開発統括
2013年6月	当社エクステリア開発チームリーダー	2019年3月	当社執行役員建材事業本部副本部長兼開発統括（現任）
2017年3月	当社建材事業開発統括		

取締役候補者とした理由

当社において建材事業に携わり、2018年から執行役員を務めております。建材事業で培った当社の業務に関する豊富な経験と知識を活かして、建材事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担えと期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
9

し
渋谷

ひろし
博

生年月日
1949年5月5日生

所有する当社株式の数
5,200株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1972年 4月	三菱商事株式会社入社	2016年 4月	日本文化大学法学部教授（現任）
1984年 2月	仏国三菱商事会社出向	2016年 6月	当社取締役（現任）
1995年 1月	インドネシア P T S T B C 社出向取締役副社長		
1998年 3月	三菱商事株式会社生化学ファイン部次長		
2000年 7月	クローダジャパン株式会社入社		
2011年 4月	日本文化大学法学部非常勤講師		

重要な兼職の状況

日本文化大学 法学部教授

社外取締役候補者とした理由

他社における豊富な海外経験に加え、取締役として経営に携わった経験及び知識や大学教員としての専門的知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
10

てら だ とし ぶみ
寺田俊文

生年月日
1956年2月16日生

所有する当社株式の数
300株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	日本生命保険相互会社入社	2015年 4月	ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社 代表取締役社長
2001年 3月	同社千葉支社長		
2003年 3月	同社大宮支社長	2016年 4月	ニッセイ商事株式会社代表取締役社長（現任）
2004年 3月	同社北九州支社長	2018年 6月	当社取締役（現任）
2006年 3月	同社営業教育部長兼販売資料審査室長		
2008年 3月	同社執行役員業務部長		
2011年 4月	同社常務執行役員東海営業本部長		
2014年 4月	ニッセイ保険エージェンシー株式会社 代表取締役副社長		

重要な兼職の状況

ニッセイ商事株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

他社において取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 渋谷博氏及び寺田俊文氏は、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は渋谷博氏及び寺田俊文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 渋谷博氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって3年となります。また、寺田俊文氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって1年となります。
4. 当社は、渋谷博氏及び寺田俊文氏の間で、会社法第423条第1項に定める責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏の間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役松原純氏及び井出義男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

た なべ けん じ
田 辺 賢 次

生年月日
1959年1月19日生

所有する当社株式の数
10,900株

新任

略歴、当社における地位

1990年2月	当社入社	2012年6月	日本硫炭工業株式会社取締役総務部長
2009年3月	シコク景材株式会社管理部長	2018年6月	当社関連事業室長（現任）

監査役候補者とした理由

当社子会社において管理部門の管理職や取締役を務めてまいりました。経理業務をはじめ管理部門で培った長年の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査体制に活かされると期待できることから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

にし はら こう じ
西 原 孝 治

生年月日
1958年4月14日生

所有する当社株式の数
0株

新任

略歴

1981年4月	日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）入社	2015年6月	日清紡ホールディングス株式会社取締役常務執行役員
2007年4月	同社執行役員ブレーキ事業本部事業統括部長兼海外業務部長	2017年6月	日清紡ブレーキ株式会社代表取締役会長
2009年4月	日清紡ブレーキ株式会社取締役常務執行役員管理部門長 事業統括部長兼海外業務部長	2018年9月	日清紡ホールディングス株式会社取締役常務執行役員 経営戦略センター副センター長兼オートモティブ事業推進室長
2011年6月	日清紡ブレーキ株式会社代表取締役社長 日清紡ホールディングス株式会社取締役執行役員	2019年3月	日清紡ホールディングス株式会社常務執行役員 経営戦略センターオートモティブ事業推進室長（現任）

社外監査役候補者とした理由

他社において取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして幅広い見地から監査いただくことで、当社の監査体制に資するものと期待できることから、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 西原孝治氏は、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 西原孝治氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

みず 水	の	たけ 野	お 武	夫	生年月日 1941年11月7日生	所有する当社株式の数 2,000株
----------------	---	----------------	---------------	---	---------------------	----------------------

略歴

1968年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会）

1998年 5月 共栄法律事務所代表（現任）

2001年 4月 大阪弁護士会会長

近畿弁護士会連合会理事長

日本弁護士連合会副会長

重要な兼職の状況

公益財団法人 日本センチュリー交響楽団 代表理事

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 水野武夫氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。
3. 水野武夫氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役(以下のとおり社外取締役及び国内非居住者を除きます。)を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2013年6月25日開催の第93回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額(年額280百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、本定時株主総会終結の日が属する月の翌月から2024年6月の定時株主総会終結の日が属する月までの5年間(以下、「対象期間」といいます。)の間に在任する取締役(ただし、社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下も同様であります。)に対して支給するというものであります。

なお、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は8名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定であります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

① 本制度の対象者	当社取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。)
② 対象期間	本定時株主総会終結の日が属する月の翌月から2024年6月の定時株主総会終結の日が属する月までの5年間
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金450百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり40,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金450百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託する予定です。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を10年以内の延長期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様であります。)、本制度を継続することがあります(以降も同様とします。)。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金90百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり40,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収す

る目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4)議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5)配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール

電 話 (0877) 22-4111

※JR丸亀駅(南口)より送迎車を運行いたしますのでご利用ください。
出発時刻は、9時30分でございます。



四国化成工業株式会社 本社6階ホール



 四国化成工業株式会社

〒763-8504 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1 TEL.0877-22-4111
URL <http://www.shikoku.co.jp>



UD FONT
by MORISAWA